



ETH

Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

**Strategic Japanese-Swiss Cooperative Program on
“Medical Research”**

Second Call for Proposals to be submitted by November 16th, 2009

I. General Description

I-1. New Scheme for Joint Funding of Japanese-Swiss Research Cooperation

Based on Memorandum of Understanding (hereinafter referred to as “MOU”) signed on March 7, 2008 between Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as “JST”) and the Swiss Federal Institute of Technology Zurich acting as Leading House for Swiss Universities (hereinafter referred to as “ETHZ”), JST and ETHZ have agreed to establish a new scheme for joint funding of Japanese-Swiss cooperative research projects. After consultations between JST and ETHZ, “Medical Research” has been selected as the field of research for which the joint funding scheme will be applied to.

I-2. Aim of Program and Research Field

The aim of the program is to strengthen the collaboration between Japan and Switzerland within the field “Medical Research” to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative technologies.

This specific area is currently undergoing remarkable development and is considered important by JST, ETHZ and other Swiss Universities in order to achieve steady growth and sustainability in the long run.

Examples of research areas within Medical Research are:

1. Bioinformatics
2. Proteomics and Development of Biomarkers
3. Pharmacogenomics
4. Whole Genome Association Study (WGAS)
5. Translational Research (TR)

The 1st joint call was launched in 2008 and this is the 2nd joint call for proposals under the program. Each selected project will be funded for a period of three years.

I-3. Prospective Applicants

JST and ETHZ invite Japanese and Swiss researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. Projects submitted by researchers who have already on-going research activities with each partner are highly welcome to reinforce and strengthen already initiated cooperation efforts.

II. Financial Support by JST/ETHZ

It is anticipated that about three (3) projects will be funded for this call, depending on the number of proposals submitted.

JST supports expenses for researchers from Japan, and ETHZ supports expenses for researchers from Switzerland. An exchange of researchers is an important element within the cooperation.

II-1. Budget

II-1.1 JST

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese side of a project over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 6 million yen for the second year and 5 million yen for the final year.)

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

Expenses for facilities and equipments may be requested, in principle, only for the first fiscal year.

II-1.2 ETHZ

The total budget for the Swiss side of a project over a 3-year period should not exceed *CHF 150,000*. Annual budgets within a project may differ within the three years.

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

Expenses for facilities and equipments may be requested, in principle, only for the first fiscal year.

II-2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 3 years.

II-3. Details of Support

This program is designed primarily to support expenses related to cooperation with a Swiss counterpart for a Japanese researcher or with a Japanese counterpart for a Swiss researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured for each research group.

II-3.1 a) Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project shall be handled within the institution, the research leader should consult with the organization in charge at his/her institution.

The contract stipulates the Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Promotion of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) be applied to all intellectual property rights generated as results of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

II-3.1.b) Contract between Applicants and ETHZ.

Swiss applicants have to respect the laws and guidelines of their respective institutions.

II-3.2 Contract between Researchers

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the Swiss institutions. In the event that **intellectual property rights** evolve from the program, the researchers involved will follow the guidelines of their respective institution according to Art. II-3.1a) and b). In the case that the intellectual property is owned jointly as such but not limited to a protectable invention, software or biological material, the co-owning institutions shall conclude an interinstitutional agreement. In such an agreement the questions of ownership of the relevant intellectual property,

coordination and financing of protection and exploitation as well as the distribution of any revenues shall be addressed.

If an agreement is concluded, it should be reported in the application.

II-3.3 Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. All budget items must conform to the national rules relevant for each applicant.

- Salary for a PhD student or a postdoctoral.
- Consumables
- Small equipment
- Travel and visiting costs.
- Costs for joint workshops / seminars
- User charges for facilities.

-Japanese researchers only-

Since all administrative procedures related to this project are to be carried out by the institutions, overhead expenses amounting to 10% or less of the total amount of research exchange and research activity expenses will be accepted. Overhead expenses shall be provided within the total budget.

III. Application

The Japanese and Swiss applicants shall write a common application that shall be submitted to JST and ETHZ in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants a Japanese version of the application is also required.

The application shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and Swiss researchers respectively will play in the project;
- b) Description of the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Swiss groups respectively, which form the basis for the proposed joint project;

- d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
- e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and Switzerland in the longer term;
- f) Description on the added value expected from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
- g) Discussion on how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

The following application forms have been prepared, in Japanese (J) and English (E).

- Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period)
- Form 2J/E CVs of research leaders
- Form 3J/E List of researchers committed to the cooperative research project in Japan and Switzerland
- Form 4J/E Description of the cooperative research project including the points stated above *-maximum of 10 pages-*
- Form 5J/E Research plan for the cooperative project
- Form 6J/E Budget for the project

* *The description shall include short Curricula Vitae (CVs) from both Japanese and Swiss research leaders, including basic information on education, past and present positions and memberships of relevant organizations/associations and a list of publications of the last five years (max. 1 page A4)*

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in above 1.

III-3. Submittal of Application Forms for Japanese and Swiss Applicants

Deadline for proposals: **November 16, 2009.**

Japanese applicants shall send their application forms by 5:00 pm (Japanese Standard Time) on **November 16, 2009** through online application system (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>).

Swiss applicants should send applications by **November 16, 2009.** to Dr. Rahel Byland, ETH HG F 11, Rämistrasse 101, CH- 8092 Zurich, Switzerland ([rahel.byland@sl.ethz.ch](mailto:rahel/byland@sl.ethz.ch)).

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by JST and ETHZ respectively will evaluate all proposals separately. Based on the results of both evaluations, JST and ETHZ will make a common decision regarding funding of selected proposals.

The members of the program committee in Japan and Switzerland will be selected after the proposals have been received.

IV-2. Evaluation Criteria

- Scientific quality and innovativeness of the joint research plan;
- Conformity with program aims and designated research fields;
- Added value to be expected from the Japanese-Swiss research collaboration;
- Feasibility and appropriateness of the joint research plan;
Feasibility of the detailed project with the resources applied for;
- Competence and expertise of the Japanese and Swiss scientists teams; and
- Balanced cooperation.

IV-3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects in the first year will be communicated to the applicants around February 2010.

V. Responsibilities of Research Leaders of Approved Proposals

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilizing supported expenses.

V-1. Annual Progress Report

At the end of each fiscal year, the research leader shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses to JST and ETHZ.

V-2. Final Report

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall promptly submit a final SCIENTIFIC AND FINANCIAL report to JST and ETHZ. The report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Swiss research groups. Copies of papers based on results from such research cooperation should be sent to JST and ETHZ.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Saori Tsuchiya, Masahiro Yamamura, Asuka Ishibashi
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency (JST)
5-3, Yonbancho Chiyoda-ku, Tokyo 102-8666 JAPAN
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379
sicpse@jst.go.jp

Swiss applicants should contact the following for further information:



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

Dr. Rahel Byland
International Institutional Affairs
Swiss Federal Institute of Technology Zurich (ETHZ)
Rämistrasse 101
8092 Zurich, Switzerland
Tel.+41 44 632 84 65
rahel.byland@sl.ethz.ch

(参考和訳)

戦略的国際科学技術協力推進事業

日本ースイス研究交流

「医学研究」

第2回提案募集（提出期限：2009年11月16日午後5時）

I 概要

I-1. 日本ースイス研究交流の共同支援のための新たな枠組

2008年3月7日に科学技術振興機構（JST）とスイスの大学を代表したスイス連邦工科大学チューリヒ校（ETHZ）との間で交わされた覚書の下、JSTとETHZは、日本ースイス研究交流の共同支援のための新たな枠組を構築し、「ライフサイエンス」分野を、この新規枠組にて支援する研究分野として設定いたしました。2009年度は同分野の一領域である「医学研究」についての課題を募集いたします。

I-2. 日本ースイス協力プログラムの目的と研究分野

日本ースイス協力プログラムの目的は、「医学研究」における日本ースイス間の研究交流を強化することにより、この領域における世界的な研究成果を得、革新的な技術を創出することです。

この領域は、長期に亘る成長と持続性を実現するために、JSTとETHZ及び他のスイスの大学にて重要と考えられ、現在強力に展開されている領域です。

この研究領域は、以下のような課題が例として挙げられます。

1. バイオインフォマティクス
2. プロテオミクスとバイオマーカー開発
3. ファーマコゲノミクス
4. 全ゲノム関連解析（WGA S）
5. トランスレーショナルリサーチ（TR）

第一回目の公募は2008年度に実施しており、今回は第二回目の公募となります。それぞれの採択課題の支援期間は3年間としています。

I-3. 応募資格

JSTとETHZは日本とスイスの研究者に上記のような研究分野の共同研究プロジェクトの提案を募集します。

全ての応募者が国で定めた研究資金の申請資格を有する必要があります。

共同研究を提案されるにあたり、日本とスイスにおいて既に進行中の研究が強化され、

さらに付加的な価値が創出される共同研究であることが望まれます。

I I J S T 及び E T H Z による支援

今回の公募では、応募状況にもよりますが、3課題程度の採択を見込んでいます。

J S T は日本側研究者を支援し、E T H Z はスイス側研究者を支援します。研究者の交流が本協力において最も重要な要素です。

I I - 1. 一課題当たりの予算規模

I I - 1. 1 J S T

予算は活動内容により異りますが、原則として、3年（36ヶ月）総額で15百万円を上限とします。（例；1年目4百万円、2年目6百万円、3年目5百万円というように、毎年一定でないご提案も可能です。）

本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

なお、設備備品費に関しましては、原則として、初年度のみの支援と致しますので、ご留意ください。

I I - 1. 2 E T H Z

予算は原則的には、3年総額で15万スイスフランを上限とします。毎年一定額でないご提案も可能です。

本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

なお、設備備品費に関しましては、原則として、初年度のみの支援と致しますので、ご留意ください。

I I - 2. 期間

研究交流開始から3年間を基本としてご提案下さい。

I I - 3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、日本・スイスの研究交流にかかる追加的な経費、例えば旅費やシンポジウムの開催費用など、を主に対象としています。

I I - 3. 1 a) 応募者と J S Tとの契約

支援の実施にあたり、J S T は大学・公的研究機関等（以下「大学等」という。）と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結に当たっては、本事業にかかる一切の執行事務手続きを大学等で実施してい

ただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることができます。

I I - 3. 1 b) 応募者と E T H Zとの契約

スイス側応募者は各所属機関の法則及びガイドラインを遵守する必要があります

I I - 3. 2 研究者間の契約

研究協力を遂行するにあたり、研究協力のための契約が必要な場合、日本及びスイスの大学等の間で契約を締結する必要があります。知的所有権が本プログラムから発生した場合、関係する研究者は I I - 3. 1 a) 及び b) に従ってそれぞれの大学等のガイドラインを遵守してください。知的所有権が共同で所有されたが、保護できる発明、ソフトウェアや生物材料等を限定できない場合、知的財産を共同所有している大学等で合意を得る必要があります。そのような合意においては、関係する知的財産の所有権、保護及び利用に係る調整及び資金調達、収入の分配等について記載する必要があります。

この話し合いでの合意事項があれば、申請用紙に記述してください。

I I - 3. 3 支出費目

本事業の支援費は国際研究交流を促進することを主旨としております。従って、支援費は試験研究費にも用いることができますが、研究交流費により多く配分することが期待されています。

- ・ 旅費
- ・ シンポジウム・セミナー開催費
- ・ 博士課程の学生やポスドク研究者の給料
- ・ 消耗品
- ・ 設備の賃貸料

I I I 申請

日本とスイスの応募者は共に J S T と E T H Z が並行して事務処理が可能なように下記の共通の様式を使用してください。

この様式は英語版のみですが、日本の応募者は日本語版の様式の提出も必要です。

様式には以下のような内容を簡潔に記載して下さい。

- a) どのように共同研究を遂行するのか？　日本側研究者、スイス側研究者それぞれの役割分担
- b) 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- c) 現在の研究活動や日本とスイスの研究チームの特筆すべき長所
- d) 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めて、共同研究により期待できる付加的な価値
- e) 長期的な日本・スイス研究交流の強化のために期待できること
- f) 提案の共同研究により期待される付加的な価値
- g) 当該共同研究提案と他の同様な国際協力活動との比較

I I I - 1 申請書類の書式

日本語版は J、英語版は E と表記しております。

Form-1J/E	申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
Form-2J/E	研究代表者情報（経歴（※））
Form-3J/E	日本及びスイスの研究交流者一覧
Form-4J/E	研究交流の概要－10ページ以内－
Form-5J/E	研究交流計画
Form-6J/E	年度毎の経費計画

(※) 日本とスイス両国の研究代表者の略歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会、及び最近 5 年間の論文を含めてください。
なお、A4 サイズの 1 枚以内でお願いします。

I I I - 2 申請書類の準備

応募者は上記の申請書類を全て記入してください。

I I I - 3 研究者の申請書類の提出

第二回目の課題募集の締切日は、2009年11月16日（月）です。

日本側研究者は府省共通研究開発管理システム (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通じて、2009年11月16日（月）午後5時（日本標準時間）までに応募をして下さい。利用方法は別添1をご参照下さい。

スイス側研究者は2009年11月16日（月）までに、Dr. Rahel Byland (ETH HG F 11, Rämistrasse 101, CH- 8092 Zurich, Switzerland (rahel.byland@sl.ethz.ch)) 申請書類を提出して下さい。

I V 提案書の評価

I V - 1 . 評価手順

J S T と E T H Z で別々に選任された専門家で構成される委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、J S T と E T H Z は協力して支援する課題を選定します。

委員会メンバーは、提案書を受領後決定いたします。

I V - 2 . 評価基準

- ・ 当該研究交流計画の科学的な質及び革新性
- ・ 本事業の目的及び研究領域との適合性
- ・ 日本-スイス研究交流から期待される付加的な価値
- ・ 当該研究交流計画の実効性と適切性
(支給される研究費に対応する研究計画となっているかどうか)
- ・ 日本-スイス研究チームの競争力及び専門性
- ・ 日本・スイス両国における均衡のとれた協力

I V - 3 . 選定の通知

採択の可否に関する決定は、2010年2月頃に行う予定です。

V 提案採択後の研究代表者の責務

V - 1 . 年度毎の進捗報告（日本側及びスイス側研究者用）

研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、また研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告を J S T / E T H Z に提出していただきます。

V - 2 . 終了報告（日本側及びスイス側研究者用）

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流及び経理の終了報告を、速やかに J S T / E T H Z に提出していただきます。

この終了報告には、日本側研究者とスイス側研究者が共同で作成した全体概要（最大A4で5枚）を含めてください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付して下さい。

日本側の申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。



土屋 紗織（ツチヤ サオリ）、山村 将博（ヤマムラ マサヒロ）

独立行政法人 科学技術振興機構 国際部

Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379

Email sicpse@jst.go.jp

スイス側の申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。：



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

Dr. Rahel Byland

Swiss Federal Institute of Technology Zurich (ETHZ)

Rämistrasse 101

8092 Zurich, Switzerland

Tel.+41 44 632 25 07 Fax +41 44 632 11 60

Email rahel.byland@sl.ethz.ch

(別添 1)

(1) システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。

システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます。

戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびシステムのポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。
なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ：

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

（なお、研究者、研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けています）

（問い合わせ先一覧）

制度・事業に関する問い合わせ および提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	戦略的国際科学技術協力 推進事業 事業実施担当 土屋、山村、石橋	03-5214-7375 (直通) 03-5214-7379 (FAX)
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9:30 ~ 午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始（12月29日～ 1月3日）を除く

【注意事項】

ヘルプデスクは研究機関・研究者の登録やe-Radの操作についての問い合わせ先ですが、

以下のように配分機関にお問い合わせいただく内容が大変多く含まれています。

以下のような項目については、国際科学技術部事業実施担当あてにお問い合わせ
いただくようお願いします。

- ・予算額・経費には何を入力すればいいのか
- ・公募締切後だが応募したい
- ・配分機関へ提出済みの課題を修正したい
- ・実施中の課題（応募・受入状況）には何を入力すればいいのか
- ・継続課題で必須入力となっている課題IDが分からぬ
- ・配分機関に提出する前に入力した内容を確認してほしい
- ・応募したいが何をすればいいか教えてほしい
- ・応募に当たって別途郵送が必要な書類の種類は何か
- ・応募したいがどの種目に該当するのか
- ・審査結果はいつ分かるのか
- ・任意入力項目に記入するかどうかで有利（不利）になるのか
- ・採択後の事務作業は大変なのか
- ・受付中公募一覧から申請様式を取得できないが、どうすればいいか。
- ・各事業が提示している様式には何を記述すればいいのか。
- ・応募に関わる研究者は、どの範囲まで登録する必要があるのか。
- ・e-Radへの応募情報の登録は、どの立場の研究者が行えばいいのか。
- ・公募期限までに、研究機関あるいは研究代表者・研究分担者の登録が間に合わないが、どうすればいいか。
- ・応募・受入状況の入力欄に登録するべきものが11件以上あるが、どれを入力すればいいのか。
- ・研究目的や研究概要に入力可能な文字数について、様式よりもe-Radの方が少ないため、双方の内容が異なってしまったが問題ないのか。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したもののです。

(2) e-Radシステムの使用に当たっての留意事項

① システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト

（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照またはダウンロードすることができます。

システム利用規約に同意の上、応募してください。

② e-Radシステムの利用可能時間帯

（月～金） 午前6：00から翌午前2：00まで

（日曜日） 午後6：00から翌午前2：00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radシステムの運用を停止することがあります。e-Radの運用を停止する場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、研究代表者が所属する研究機関及び研究分担者が所属する研究機関は、応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

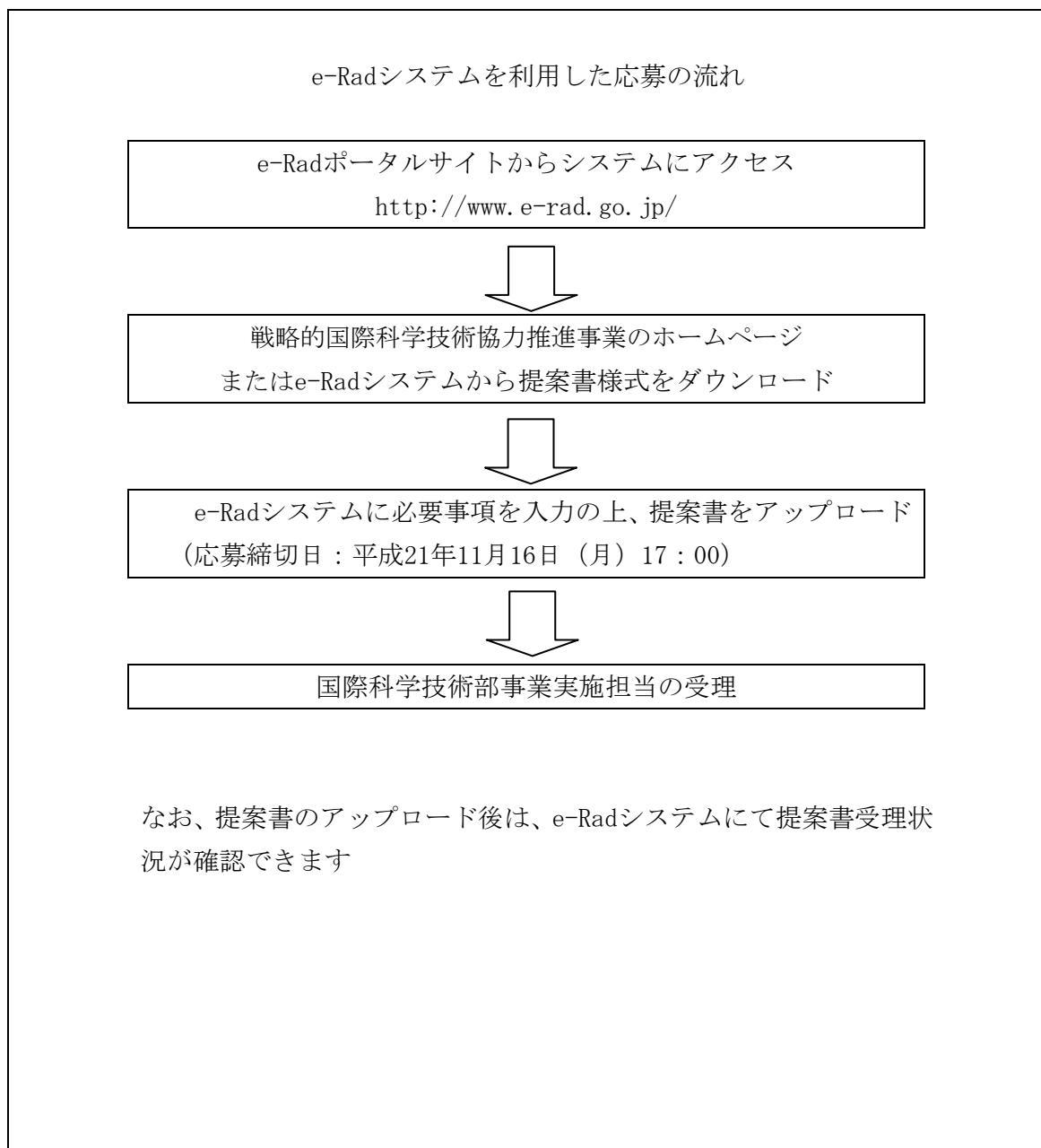
所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・

独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(3) e-Radシステムを利用した応募の流れ



(4) 提案書類の注意事項

ポータル サイト	http://www.e-rad.go.jp/												
提出締切	平成21年11月16日（月）17：00												
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの利用方法 e-Radシステムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 ・応募書類様式のダウンロード ・ファイル種別 提案書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。なお、Word、一太郎、PDFは以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ Word 2000以降 ○ 一太郎 Ver. 12以降 ○ Adobe Acrobat Reader(Adobe Reader) 5.0以降 ・画像ファイル形式 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキーナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。 ・ファイル容量 アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性があ 	ファイル	最大サイズ	公募	3 Mbyte	交付・委託契約手続き	1 Mbyte	成果概要	3 Mbyte	成果報告書	5 Mbyte	実績・完了報告書	1 Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3 Mbyte												
交付・委託契約手続き	1 Mbyte												
成果概要	3 Mbyte												
成果報告書	5 Mbyte												
実績・完了報告書	1 Mbyte												

	<p>りますので、変換されたP D F ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7システムの基本的な操作方法」を参照してください。</p> <p>・提案書アップロード後の修正</p> <p><所属研究機関を経由する場合></p> <p>研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、所属研究機関承認後は、国際科学技術部事業実施担当へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p><所属研究機関を経由しない場合></p> <p>研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部事業実施担当へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p>・受付状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。 ・提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。 <p>・その他</p> <p>上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Radポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。</p>
--	--

(別添 2)

I. 日本側応募者の責務

I-1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められなことがあります。）

このため、下記ホームページの様式及び提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST 総務部研究機関監査室より文書にてお知らせいたします。（なお、JST は、報告書が提出されていることを確認した上で、契約を締結いたします。）

ただし、平成 21 年 4 月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、申請にあたり、「実施状況報告書は〇年〇月〇日に提出済み」である旨の書面（様式自由）を同封してください。

また、平成23年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成22年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

I-2. 採択された課題に関する情報の取り扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

I-3. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの政府研究開発データベース^{*}への情報提供等*

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することができます。

* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分

等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

I-4. 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

II. 日本側研究者への注意事項

II-1. 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】

「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

（抜粋）

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」（同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイド（平成20年1月）」より抜粋）

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

【参考】

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

II-2. 生命倫理および安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)
- 10) 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
- 11) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】

「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html

II-3. 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

II-4. 人権および利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

II-5. 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

II-6. 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

II-7. 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。